**同和地区問い合わせ －「聞かない・教えない」－**

引っ越しや宅地建物の取引において、「同和地区の物件ですか。」「その近くに同和地区がありますか。」といった役所への問い合わせが行われています。

平成２８年に福岡県が実施した「人権問題に関する県民意識調査結果」を見ると、「同和問題に関して、人権がとくに尊重されていないと思うこと」の第１位は、「結婚問題で周囲が反対」が約６割で、「差別的言動」、「家や土地を購入したり、マンションを建設する際に同和地区かどうかを調べる」も２割以上あげられています。

これらの背景には、同和地区（住民）に対する予断と偏見が残っているからではないでしょうか。このように同和地区の有無を問い合わせたり、教えたり、調査することは、結果としてその土地に住む人びと全体に対する差別を助長することとなります。

どこで暮らしているかによって差別することは人権を侵害することです。住んでいる土地によって差別されることの問題を私たち一人ひとりが考える必要があります。

平成２８年１２月９日、「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立し、同月１６日に施行されました。この法律では、現在もなお部落差別が存在するとともに、部落差別は許されないものであるとの認識の下、これを解消することが重要な課題であると明記されています。

福岡県では、部落差別の解消の推進に関する法律の理念を踏まえ、部落差別のない社会を実現するため「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を平成３１年３月に施行しています。

この条例において、県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査や調査に関する資料の提供など、部落差別事象の発生につながる行為をしてはならないと定めています。

**同和地区問い合わせ!!－「聞かない・教えない」－**

**県民の皆さんのご協力とご理解をお願いします。**

**ここは**

**同和地区ですか？**

◆福岡県人権・同和対策局調整課

（調整係）　℡092-643-3325

◆福岡県建築都市部建築指導課

（宅建業係）℡092-643-3718

**そのようなご質問は**

**そこに住む人びと全体に対する**

**差別につながります。**